

# 農業にチャレンジする方を支援

～ 伊達市の新規就農支援制度 ～



伊達市  
DATE CITY

# 伊達市の農業概要

伊達市の農地面積

約70km<sup>2</sup> (地目:田畑、市の面積の約1/4)

出展: 第132回福島県統計年鑑

耕作放棄地の現状

約15km<sup>2</sup> (1,500ha) 出典: 農林業センサス H27

就農人口の現状

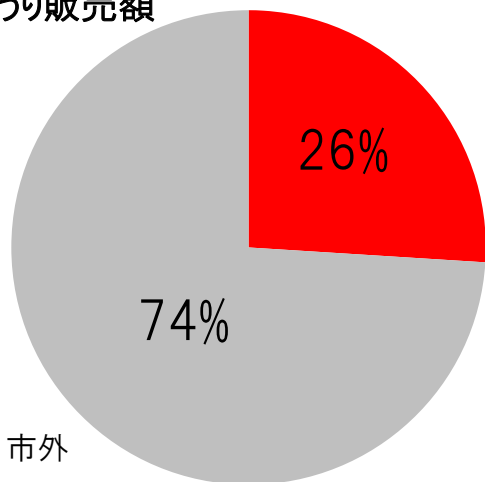
約4,300人 (平均年齢:67.3歳/出典: 農林業センサス H27)

主な農産物

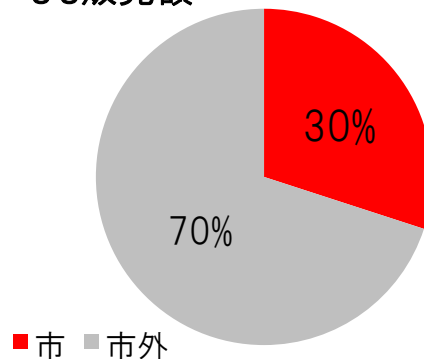
(出典: J A H30)

|      | 販売数量 (市/県全体)       | 販売額 (市/県全体) : 円 |
|------|--------------------|-----------------|
| きゅうり | 5,820 t / 26,150 t | 24億6千万 / 95億3千万 |
| もも   | 2,880 t / 9,880 t  | 14億2千万 / 46億6千万 |
| あんぽ柿 | 765 t / 930 t      | 10億4千万 / 12億3千万 |

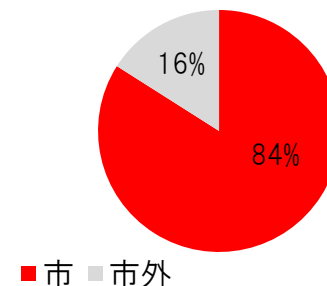
きゅうり販売額



もも販売額



あんぽ柿販売額



■市 ■市外

※県全体に対する市の割合(販売額)・円の大きさは県全体額に比例

農家の高齢化・農業の担い手不足……耕作放棄地の増加  
(H17とH27年度比較:約240ha増加)

伊達市:農業産出額  
県内1位 約181億8千万円  
野菜(県内1位) 果樹(県内2位)  
出典:H28政府統計

農業の担い手となる  
市内の認定農業者  
概ね400名程度で推移  
(規模拡大にも限界あり)

新規就農者の農業開始  
経済的負担等の課題  
(農地・農機具・農業施設等)

新たな担い手として  
新規就農者の確保の必要性

都市部での就農イベント・SNSを活用 伊達市での農業の魅力を広く発信  
退職・転職・移住者など、幅広く新規就農者を募り支援

国の農業次世代人材投資事業を補完  
市独自の新規就農者支援事業



新規就農者の支援要望マッチング

# 農業を始めるには・・・

- ・農地を確保するには、農地法に基づく農業委員会の許可が必要
- ・伊達市の場合、農地面積の合計が30aもしくは40aが必要
- ・原則、年間150日以上 of 農業への従事が必要
- ・営農計画を作成していること、など
- ・さらに本格的に農業に取り組む場合「認定農業者」や「認定新規就農者」の制度あり

## ◆認定農業者になるには

- ・農業者自らが5年後の目標と目標達成に向けた取り組み内容の計画作成(年齢問わず、法人も対象)
- ・市の基本構想と照らし合わせ計画を認定  
年間所得目標 一人当たり370万円程度  
年間労働時間 一人当たり1,900時間程度

## ◆認定新規就農者になるには

- ・新規就農者が5年目の目標計画を作成(年齢は原則18歳以上45歳未満)
- ・市の基本構想と照らし合わせ計画を認定  
年間所得目標一人当たり220万円程度  
年間労働時間一人当たり1,900時間程度



認定を受けると  
就農・経営資金の優遇措置や国・県・市の補助、支援などが受けられるメリット

# 新規就農者への経済的支援

## 伊達市新規就農者支援事業補助金概要

|   | 支援事業        | 支援対象                     | 支援内容   | 主な要件等   |
|---|-------------|--------------------------|--|---|
| ① | 農地賃借料補助     | 認定新規就農者                  | 賃借料合計1/2以内<br>年間上限5万円かつ<br>10aあたり上限1万円を<br>最長5年間補助                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・農地所有者が3親等以内の親族以外</li><li>・賃借期間5年以上のもの</li><li>・50歳未満</li></ul>         |
| ② | 農業機械・施設整備補助 | 認定新規就農者                  | 購入本体価格の30%以内<br>上限50万円補助   | <ul style="list-style-type: none"><li>・本体価格50万円以上の機械及び施設</li><li>・50歳未満</li><li>・同一年度1回</li></ul>             |
| ③ | 農業後継者就農支援   | 農業後継者・定年退職者・脱サラした者で認定農業者 | 月3万円支給(夫婦就農要件適合の場合月5万円)<br>1年間補助<br>※加算:配偶者・子 月1万円<br>(18歳未満、上限2万円)<br>※要件適合、1年で最大84万円 | <ul style="list-style-type: none"><li>・就農してから3年未満従事</li><li>・夫婦就農時は家族経営協定を締結</li><li>・本人が認定農業者として認定</li></ul> |

|   | 支援事業          | 支援対象                           | 支援内容  | 主な要件等  |
|---|---------------|--------------------------------|---|--|
| ④ | 移住就農者<br>家賃補助 | 認定新規就農者<br>農の雇用事業の<br>法人等就農研修生 | 月額家賃の1/2(上限3万円)<br>最長2年間補助  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住3年以内</li> <li>・50歳未満</li> <li>・3親等以内親族所有の住宅以外(市営住宅以外)</li> <li>・農業次世代人材投資資金の経営開始型要件が満たされる月の前月まで</li> </ul> |
| ⑤ | 移住就農者<br>生活支援 | 認定新規就農者                        | 月6万円を最長2年間支給<br>(夫婦就農の場合月8万円)<br>※加算:配偶者・子 月1万円<br>(18歳未満、上限2万円)<br>※要件適合2年で最大240万円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住3年以内</li> <li>・50歳未満</li> <li>・農業次世代人材投資資金の経営開始型要件が満たされる月の前月まで</li> </ul>                                  |

- ◆市役所内部での横連携による支援の充実、普及所やJAとの連携による支援の充実
- ◆今後、新規就農者のニーズや支援策等をマッチングさせる事業を検討

# 伊達市で農業の夢 支援制度確認フロー(認定区分)

50歳未満で経営を始める

認定新規就農者になった場合

はい

220万円程度の  
農業所得を目指す  
≡ 認定新規就農者

はい

移住者である

はい

いいえ

いいえ

いいえ

①地代補助  
②機械補助  
④家賃補助  
⑤生活支援

①地代補助  
②機械補助

該当なし

B  
認定農業者  
を検討へ

50歳以上で経営を始める

認定農業者になった場合

本人が経営者となる  
例:脱サラ、親の後を継ぐ、親と共同経営する

370万円程度の農業所得を目指す  
≡ 認定農業者

はい

就農から  
3年以内である

はい

いいえ

いいえ

いいえ

③後継者支援

該当なし  
※市の既存認定農業者事業  
等には該当

該当なし

※知識・実務経験が一定水準以上であることを前提としたものです  
※農業次世代人材投資資金活用 原則45歳未満

# 伊達市で農業の夢 支援制度確認フロー(居住地区分)

伊達市に住んでいる

実家の  
農業を継ぎたい

初めて  
農業を始める

50歳未満

50歳以上

50歳未満

50歳以上

**支援制度③**  
農業後継者  
就農支援

**支援制度①**  
農地賃借料補助  
**支援制度②**  
農業機械・施設整  
備補助

※農業次世代人材投資資  
金制度活用 原則45歳未満



※制度の適用には、一定の条件等があります。詳しくは農政課  
農業担い手係にご確認ください。(TEL 024-573-5635)

伊達市に移住した

実家の  
農業を継ぎたい

初めて  
農業を始める

50歳未満

50歳以上

50歳未満

50歳以上

**支援制度③**  
農業後継者  
就農支援

**支援制度①**  
農地賃借料補助  
**支援制度②**  
農業機械・施設  
整備補助

+

**支援制度④** 移住就農者家賃補助  
**支援制度⑤** 移住就農者生活支援

※農業次世代人材投資資金制度活用 原則45歳未満  
◆実家の農業を継ぐUターンを想定・50歳以上は適用外  
◆支援制度④市営住宅以外の民間アパート等の場合を想定



# 支援制度の活用例(想定)

35歳のAさん夫婦(小学生2人あり)が伊達市に移住、空き家を借りて農業開始した場合  
⇒認定新規就農者となり、市の支援制度を活用

## 〔活用できる市の新規支援制度〕

- |             |          |       |           |
|-------------|----------|-------|-----------|
| ①農地賃借料補助    | 最大 5万円/年 | 最長5年間 |           |
| ②農業機械施設整備補助 | 最大50万円/年 | 最長5年間 |           |
| ④移住就農者家賃補助  | 最大 3万円/月 | 最長2年間 | ※国支援と重複不可 |
| ⑤移住就農者生活支援  | 10万円/月   | 最長2年間 | ※国支援と重複不可 |

## 〔活用できる国の支援制度〕

- ・ 農業次世代人材投資資金（経営開始型） 最大150万円/年 最長5年間

非農家出身の伊達市に住むBさん40歳が、会社を辞め夫婦で農業を始めた場合  
⇒家族経営協定を締結し、夫婦共同で認定新規就農者となり、市の支援制度を活用

## 〔活用できる市の新規支援制度〕

- |             |          |       |  |
|-------------|----------|-------|--|
| ◆農地賃借料補助    | 最大 5万円/年 | 最長5年間 |  |
| ◆農業機械施設整備補助 | 最大50万円/年 | 最長5年間 |  |

## 〔活用できる国の支援制度〕

- ◆ 農業次世代人材投資資金（経営開始型） 最大150万円/年 最長5年間

# 支援制度の活用例(想定)

伊達市に住むCさんが定年退職となり、60歳から夫婦で家業の農業を始めた場合  
⇒家族経営協定締結後、夫婦共同で認定農業者となり市の支援制度活用

〔活用できる市の新規支援制度〕

農業後継者就農支援補助 5万円/月を1年間交付

〔認定農業者への他の支援制度〕

- ◆制度資金（低金利融資 ※要件を満たせば金利を国が負担）  
農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL）  
農業経営改善促進資金（スーパーS）
- ◆農地の購入時の登記費用免除・軽減  
嘱託登記費用など
- ◆伊達市認定農業者機械共同購入補助（市既存事業）  
機械共同購入経費の30%以内を補助（上限50万円）



# 支援制度の活用例(想定)

伊達市での新規就農で、営農の研修やアドバイスを受けたい場合

## ○しっかりとした研修を受けたい場合

〔市の支援制度〕

新規就農者支援事業（3年間 65歳以下）

市内の農家等での研修を支援 研修期間中の研修生及び研修生受入れ農家への支援金（毎月研修実績に応じ交付）

〔国の支援制度〕

農業次世代人材投資資金（準備型） 県が認めた研修機関で農業研修（最大150万/年・最長2年間交付）

農業インターンシップ

全国の指定農業法人等で2日～6週間の実践的な就農体験を支援

（参加無料、傷害保険・食費・宿泊費は受入法人負担、交通費のみ自己負担）

## ○日々の営農でのワンポイント指導を受けたい場合

J A ふくしま未来 営農センター

県北農林事務所伊達農業普及所

制度全体のご相談・市の支援制度申請

伊達市農政課農業担い手係

TEL024-573-5635

農業次世代人材投資資金（準備型）

福島県農業振興公社 青年農業者等

育成センター TEL024-521-9848

農業インターンシップ

公益財団法人 日本農業法人協会

TEL024-521-9848



伊達市

DATE CITY

問い合わせ先

産業部 農政課 電話024-573-5635